

5 敷地利用の考え方

(1) 基本的な考え方

敷地利用の基本的な考え方は次のとおりとします。

- ① 建物は県庁舎としてのシンボル性を有し、来庁者からわかりやすい配置とします。
- ② すべての利用者にとって、安全で機能的な動線計画とします。
- ③ 敷地内は、「清流の国ぎふ」の象徴としてふさわしい、水と緑の豊かな魅力ある空間とします。

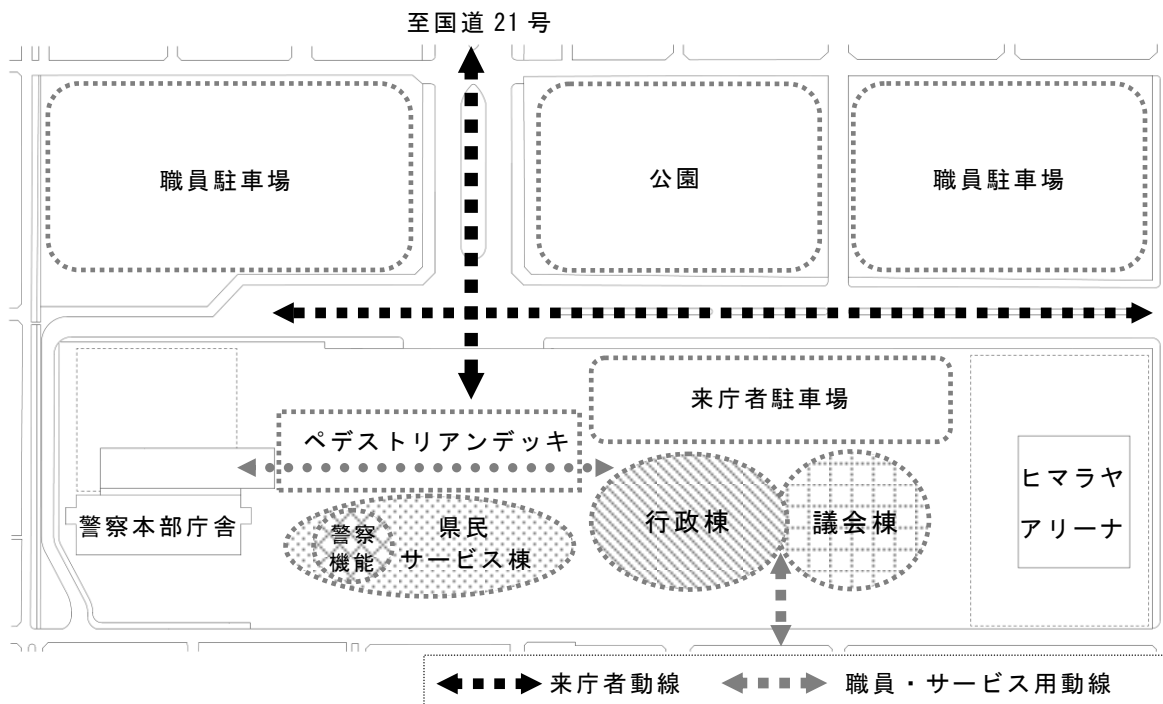
(2) 配置計画

各部門の独立性確保と動線分離を図るため、新庁舎は県庁舎敷地内の南側に行政機能を担う庁舎と議会機能を担う庁舎（議会棟）を配置します。更に行政庁舎は、本庁執務機能を中心とする庁舎（行政棟）と、来庁者の利用が多い機能を中心とする庁舎（(仮称)県民サービス棟）に分離することで、利便性が高く、わかりやすい配置とします。

また、警察本部庁舎を含めた各棟をペDESTリアンデッキにより接続することで、相互の連絡性に配慮します。

なお、現庁舎跡地は県民サービス棟（警察機能を含む。）、駐車場、広場としての活用を検討します。

敷地内の北側には駐車場や公園等のオープンスペースを設け、イベント時等における活用や、災害時の避難場所としての利用を想定します。



敷地利用イメージ

(3) 動線計画

敷地へのメインアプローチは敷地北側の国道21号からとした上で、来庁者のアクセスに配慮した敷地東側からのアプローチと、職員・サービス用の敷地南側からのアプローチを設けます。

敷地内の動線は、すべての利用者が自動車や自転車、バス、徒歩等でスムーズにアクセスできるように単純明快なものとし、敷地内にはバス停留所、タクシー待合所を設けます。

また、駐車場の出入口を敷地外側に設けるなど、可能な限り歩行者の動線との分離を図ります。

(4) 外構計画

公園や屋上広場、敷地境界、敷地内道路等の緑化を推進し、緑あふれる魅力的な空間を計画します。

また、地下水や雨水・中水を活用した噴水やカスケード^{※13}等の利用者が憩う親水空間の創出を検討します。



外構のイメージ

※13 カスケード

建物の外構に人工的に設けられた階段状に連続した小さな滝のこと。